

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-13
処分の種類	他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条第1項			
処分の概要	温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			